

第 3 次 美作市男女共同参画プラン

令和4(2022)年度～令和8(2026)年度

【令和4年10月1日改訂版】

◆概要版◆



男女共同参画社会とは、「全ての人がお互いを尊重し合い、職場、学校、家庭、地域などの社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる社会」のことです。

「参画」という言葉は、単に「参加」ということではなく、方針の立案や決定などの「意思決定への参加」ということを意味します。

第3次美作市男女共同参画プラン

【計画策定の趣旨】

美作市は、「美作市男女共同参画まちづくり促進に関する条例」（平成17年3月31日施行）を制定し、平成19年3月に「美作市男女共同参画基本計画」を策定後、平成29年3月に改正した「第2次美作市男女共同参画プラン」（以下「第2次プラン」という。）に至るまで、男女共同参画に関する施策や事業を進めてきました。

この度、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、国や県の計画内容を勘案し、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させる指針とするため、新たに「第3次美作市男女共同参画プラン」（以下「本プラン」という。）を策定しました。

【計画の位置づけ】

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条及び「美作市男女共同参画まちづくり促進に関する条例」第8条に基づき、令和3年2月に実施した「美作市男女共同参画社会に関する市民意識調査」（以下「意識調査」という。）の結果を踏まえ、国の「第5次男女共同参画基本計画」や県の「第5次おかやまウィズプラン」との整合性を図りつつ策定するものです。

また、本プランの一部を、女性活躍推進法第6条第2項に規定する市町村推進計画（女性活躍推進計画）及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に規定する市町村基本計画（DV防止基本計画）に位置付けます。

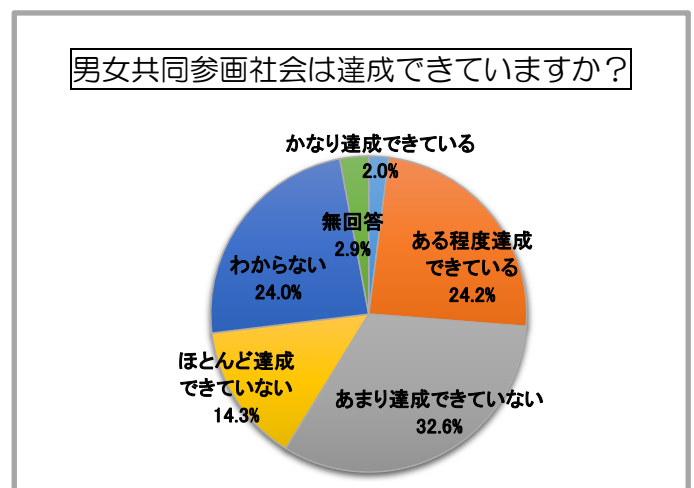
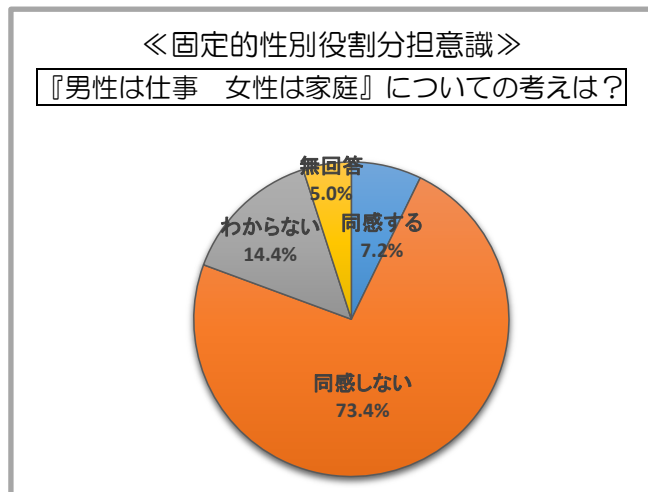
なお、この計画は、「第2期美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえるとともに、他の個別計画と連携した計画とします。

【計画期間】 令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間

【基本理念（美作市男女共同参画まちづくり促進に関する条例第3条《令和4年10月1日改正》）】

- 1 性別等を理由とする差別的取扱いを受けることなく、全ての人が個人としての尊厳を重んぜられ、自分らしく生き生きと暮らせること。
- 2 全ての人が、家事、子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動の責任を分かち合い、家庭生活及び社会生活における活動を両立できること。
- 3 社会の制度や慣行が、性別による固定的な役割分担意識の影響を受けず、性別等にかかわらず全ての人の社会活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されること。
- 4 性別等にかかわらず、全ての人が社会の対等な構成員として、家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる分野における活動の方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。
- 5 男女共同参画の推進が、国際社会の取組と協調・連携して行われること。
- 6 全ての人の性と生殖における健康と権利が尊重され、生涯にわたって自分らしい生き方を選択できること。
- 7 全ての人の性自認及び性的指向が尊重され、誰からも干渉又は侵害を受けないこと。
- 8 男女平等の理念及び性の多様性を尊重し、男女共同参画社会の実現に向けた取組がなされること。

【美作市の現状（市民意識調査より）】



3つの基本目標と10の重点目標

◎ 基本目標Ⅰ 誰もが共に活躍できる社会づくり（女性活躍推進計画）

誰もが自らの意志によって社会のあらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮できることは、幸福な暮らしの根幹です。

ニーズにあったサービスを提供するためにも、政策・方針の決定過程への女性の参画が必要です。行政はもとより、関係機関、各種団体、事業者・企業などへも働きかけ、女性の参画の拡大を一層推進します。

働く場における女性参画の促進は、男女の雇用の均等な機会と待遇が確保され、多様な働き方に対応する働きやすい職場環境の整備が必要です。そのため、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の促進により、女性の活躍の場や機会を広げるとともに、企業や団体活動等においても男女がともに参画できる環境づくりについて啓発と支援を行います。

また、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来の中、地域が持続可能で災害にも強い地域社会を構築していくためには、これまで以上に男女が力を合わせて地域づくりを進めていく必要があります。

ワーク・ライフ・バランスの実現のため、一人ひとりが仕事と家庭や地域活動、趣味や自己啓発などが両立できるよう誰もが働きやすい社会を目指します。

重点目標 1

政策・方針決定過程への女性の参画促進

- ★行政における女性の参画促進
- ★事業所・団体等の活動における女性の参画促進

重点目標 2

働く場における男女共同参画の促進

- ★労働関係法令等の周知及び啓発
- ★女性の職業生活における活躍支援

重点目標 3

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

- ★職業生活と家庭・地域生活の両立支援
- ★子育て・介護支援体制の充実や環境整備

重点目標 4

家庭や地域社会における男女共同参画の促進

- ★家庭における男女共同参画の促進
- ★地域活動における男女共同参画の促進
- ★防災における男女共同参画の促進

◎ 基本目標Ⅱ 誰もが安心・安全に暮らせる環境づくり

暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現していくうえで克服すべき課題です。

配偶者等からの暴力や性犯罪、性暴力、セクシャル・ハラスメントなどのあらゆる暴力根絶や高齢、障がい、ひとり親などで困難な状況に置かれている方へのきめ細かな支援等により、誰もが安心・安全に暮らせる環境づくりに取り組みます。

また、性に関する相互理解を促進するとともに、安心の基盤である生涯における健康の実現のため、ライフステージに応じて、心身の適切なサポートが得られるように支援します。

重点目標 1

生涯を通じた健康づくりの支援

- ★性に関する正しい知識の普及啓発
- ★生涯を通じた心とからだの健康づくりの支援

重点目標 2

あらゆる暴力の根絶

- ★被害者の早期発見及び相談・支援・救済体制の充実
- ★関係機関との連携協力の推進
- ★あらゆる暴力の防止対策の推進

重点目標 3

困難を抱えた人が安心して暮らせる支援

- ★ひとり親家庭の生活の安定と自立促進
- ★高齢者、障がいがある人等の自立支援体制の充実
- ★生活困窮者に対する自立支援

◎ 基本目標Ⅲ 多様性が尊重される社会に向けた基盤づくり

男女共同参画の推進は、性別、年齢、国籍や文化的背景の違いなどにかかわらず、幅広く多様な個人を尊重し認め合う社会の実現につながるものです。そして、性（セクシュアリティ）は「男性」「女性」という枠組みだけでなく、実際はひとりひとりがグラデーションのように多様です。

すべての人々が、自分らしく生きていけるよう、社会全体が多様性を尊重する基盤づくりを進めることが重要です。

誰もが互いに個性を尊重し合い、それぞれの個性や能力が発揮できるよう、啓発や教育・学習を通じて人権尊重や男女共同参画に関する意識の高揚を図ります

重点目標 1

多様性の理解促進

- ★性的指向・性自認等に関する理解の促進
- ★国際化の中への男女共同参画の促進

重点目標 2

男女共同参画意識の向上

- ★男女共同参画に関する意識啓発及び社会制度・慣行の見直しに向けた啓発の充実
- ★若年層を対象とする男女共同参画の意識啓発の充実
- ★男女共同参画に関する調査・研究及び情報収集・提供

重点目標 3

男女共同参画推進のための教育・学習の充実

- ★教育の場における男女平等と男女共同参画の意識づくり
- ★人権教育と人権が尊重された環境づくりの推進

成果目標（令和8年度の目標数値）

	評価指標	策定時(現状)	目標値(R8)
①	市審議会等への女性委員の登用率	24.2%	40%
②	「男は仕事 女は家庭」という考えに同感しない人の割合	73.4%	80%
③	職場の男女の平等感について、市民が「平等」と考える割合	27.9%	40%
④	女性活躍または次世代育成のいずれかの行動計画策定事業者数	21社	50社
⑤	地域社会の男女の平等感について、市民が「平等」と考える割合	27.9%	40%
⑥	家庭生活の男女の平等感について、市民が「平等」と考える割合	25.2%	40%
⑦	配偶者や恋人等から暴力を受けたことがある人の割合	8%	減少
⑧	配偶者や恋人等から暴力を受けた方の相談率	48.5%	80%
⑨	慣習・しきたりなどで「平等」と思う人の割合	11.9%	30%
⑩	性的少数者またはLGBTの言葉の意味を知っている割合	79.2%	90%
⑪	男女共同参画社会の達成度	26.2%	50%

※策定時(現状)は令和2年度に実施した美作市市民意識調査結果を計上(ただし、①④を除く)

第3次 美作市男女共同参画プラン

発行年月：令和4年3月

編集：美作市市民部市民課人権・協働係

電話：0868-72-1143 F A X：0868-72-8091

美作市公式ホームページ：<http://www.city.mimasaka.lg.jp/>